

バークの政界登場とロッキンガム派弁護論（Ⅲ・完）

岸 本 広 司

**Burke's Political Debut and His Defense of
the Rockingham Party (Ⅲ)**

Hiroshi Kishimoto

目 次

- 一 第一次ロッキンガム内閣の成立とバーク
- 二 政界登場（以上本誌第22号）
- 三 チャタム内閣の成立とバーク（第23号）
- 四 『「現在の国情」論』（本号）

Summary

Edmund Burke published *A Short Account of a Late Short Administration* (1776), the first of his many defenses of the Rockingham Whigs. This pamphlet is worthy of notice, but more important than the *Short Account* is his *Observations on a Late Publication, intituled "The Present State of the Nation"* which was published early in 1769. The *Observations* was a reply to a Grenvillite tract by William Knox which had blamed the Rockinghams for the prevalent political unrest. Burke refuted the Grenville Party and defended the Rockingham Party. His purpose was to speak as a defender of the Rockinghams. He sought to persuade his reader that the Rockingham Ministry had accomplished a great deal in a short time. In this paper I examine the significance of Burke's *Observations*.

Received Apr. 30, 1992

Key Words: Edmund Burke, *Observations on a Late State of the Nation*, the Rockingham Party, the Grenville Party, William Knox.

四 『「現在の国情」論』

周知のように、1760年代のウィッグ党は、ロッキンガム派、チャタム派、グレンヴィル派、ベッドフォード派の四派から成り、そのうちニューカスル派を継承したロッキンガム派は、少なくとも66年7月の内閣退陣に至るまで常時100名を超える下院議員を擁していた⁽¹⁾。このロッキンガム派は、67年当時はロッキンガム系、ニューカスル系、カヴェンディッシュ系、ポートランド系、アルペマール系、ヴァーニ系、リッチモンド系、ヨーク系の八つのコネクションから構成されていたが⁽²⁾、他の派閥に比して同派の結束は固く、原理・原則面においてかなりの同一性ないし統一性を有していた。そしてすでに述べたように、ロッキンガム・ウィッグ党のイデオログとして、同派の立場を理論化するとともに、その弁護論を展開したのがバークに他ならなかった。

ロッキンガム派を弁護したバークの最初の著作物は、ロッキンガム内閣が瓦解して5日後の1766年8月4日に早くも世に出ている。前節冒頭で取り上げた『前短期政権についての短評』(*A Short Account of a Late Short Administration*,—以下『短評』と略記)がそれである。すなわち、バークはこの『短評』において、印紙条例の撤廃、宣言法の制定、林檎酒税の廃棄、一般逮捕状の無効決議、文書の押収非難決議、諸々の関税撤廃、ドミニカ・ジャマイカの港湾開港条例の制定、商人の集会や協議の奨励、官職の売買の禁止等々をロッキンガム内閣の政治的成果として列挙しながら、その業績を誉め称えているのである⁽³⁾。H・ウォルポールが、「良く書かれた小さなパンフレット⁽⁴⁾」と評価し、世間も好意的に受け入れたこの『短評』は、バークの生涯において、ロッキンガム派を弁護した最初のものとして、また政界に入って最初に公にしたものとして重要である。しかし実のところ『短評』は、題名そのものが示しているように、全体でも4頁と極めて短く、そこからバークの思想をまとまった形で抽出するのは困難である。むしろロッキンガム派を弁護したものとして、我々が『短評』よりさらに重要なものとして注目すべきは、1769年に公刊された『「現在の国情」論』(*Observations on a Late State of the Nation*)であろう。すなわちそこにおいてバークは、ロッキンガム派弁護論を、『短評』よりはるかに明瞭に展開し、しかもその弁護論との関わりにおいて、政党についての考えを、名著『現在の不満の原因についての考察』(*Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, 1770)を幾分先取りするような形で叙述しているのである。そこで本節では、この『「現在の国情」論』を中心にして、この時期のバークの政治思想を見ていこうと思うが、それに先立って、同書刊行に至るまでの政治的背景を、いささかなりとも見ておくのがよいであろう。

すでに言及したように、エッジカムの解任問題を契機として、ロッキンガム派は反対党としての立場を鮮明にし、以後1782年3月の第二次ロッキンガム内閣の成立に至るまで、長い野党生活を送ることになった。そしてそれに伴って、バークもロッキンガム派の一員として

の姿勢を明確にし、同派の面々と行動を共にすることになったが、バーク自身、反対党の側に身を置きながらも、必ずしも野党生活に甘んじているわけではなかった。例えば、ロッキンガム派が完全野党となって約1ヵ月後の66年12月、彼はオハラ宛書簡でこう語っている。「私は逆境にあることや、野党であることを好んでいるわけではありません。むしろそれとは反対に、政権の中に入る方がはるかに得策でしょう。私にとって野党は決して望ましいものではありません。なぜならば、私は自分の行なっていることがどのような効果をもたらすかを見たいと思いますし、たとえ心地よく感じようとも、野党は不毛かつ非生産的で、せいぜい害悪を防ぐことができるにすぎないのですから⁽⁵⁾。」しかしこのように語りながらも、後年ジョンソン主宰の有名な「文学クラブ」(the Literary Club)で、「自分はイングランドのいかなる人間集団の中でも少数派に属するだろうと思う。現にこれまでずっと少数派だった⁽⁶⁾」と述べているように、結局のところバークは、長い野党生活を送ることを余儀なくされ、生涯の一時期を除いて、一貫して反対党の立場から時の政権と対決していったのであった。そしてチャタム内閣に対しても、厳しい批判を行なっていたのである。

バークのチャタム内閣批判として差し当り注目すべきは、同内閣のアメリカ植民地政策に対する批判であろう。すなわち、チャタムの超党派内閣は、「市松模様のように極端に入り組んだ内閣」であったために、しばしば閣内不統一に陥って、一貫性のある政策を遂行することができなかった。しかもチャタムは痛風持ちであり、その病状は日増しに悪化していた。そのため内閣の運営は第一大蔵卿グラフトンに委ねられたが、彼にはそれを適切に行なうだけの政治的能力はなかった。才人として知られた大蔵大臣タウンゼンド⁽⁷⁾が、内閣の主導権を事実上掌握したのはまさにこのような状況においてである。彼は、土地税の引き下げに伴って生じる50万ポンドの歳入不足を補うために、1767年、植民地への課税に反対するチャタムの意向を無視していわゆる「タウンゼンド諸条例」(Townshend Acts)を制定した。この条例は次の四つの法律、すなわち、(1)軍隊宿営法を拒否したニューヨーク植民地議会の立法権能の停止を命ずるニューヨーク議会停会法、(2)一般にタウンゼンド歳入法と呼ばれ、ガラス・鉛・ペンキ・紙・茶などに輸入関税を課した歳入法、(3)海関行政の強化のために、アメリカ税関管理局をボストンに新設した法律、(4)航海条例の励行と徴税の効率化のために、植民地の海事裁判所制度を強化・拡充した法律を総称したものである⁽⁸⁾。

これら一連の諸法は、重商主義体制の強化を目指した対アメリカ植民地規制法であり、とりわけ歳入法は、印紙条例の苦い経験から、内部課税を避けて関税という外部課税の形で増徴しようとしたものであった。しかしこうしたタウンゼンドの政策は、植民地側に再び激しい反対闘争を呼び起こさざるを得なかった⁽⁹⁾。また本国でも幾つかの反対論があった。けれども、1767年9月にタウンゼンドが急逝し、その後任に対植民地強硬論者で宮廷派のノース卿が就任すると、さらに翌68年1月には、新設されたアメリカ植民地担当国务大臣に、同じく対植民地強硬論者のヒルズバラ伯(1st Earl of Hillsborough)が就任すると、政府の植民地

政策はより強圧的な方向へと進んでいった。そしてそのような状況にあった68年10月、すでに指導力を喪失していたチャタム伯が職を辞し、第一大蔵卿グラフトンが後継内閣の首班となったのであった⁽¹⁰⁾。

さて、チャタム内閣のこのような対アメリカ植民地規制策に対し、バークは明白に反対の立場をとった。例えば、ニューヨーク議会停会法がタウンゼンドによって提出されるや、バークは1767年5月13日の議会演説において、それを「暴力的で不正で効果なきもの⁽¹¹⁾」と批判し、また2日後の15日には、タウンゼンド歳入法案に対しても批判的な演説を行なっているのである⁽¹²⁾。そしてそうした批判は、印紙条例に対するそれと軌を一にするものであったが、アメリカ植民地問題が大きな争点となっていた68年10月——実はそれは、チャタム内閣が崩壊したのと同じ月であった——、ロッキングラム派にとって看過することのできぬ政治的パンフレットが現われた。すなわち、グレンヴィル派の論客W・ノックス(William Knox)の『現在の国情』(*The Present State of the Nation*)である。

ロンドンのアルモン(Almon)社から匿名で刊行されたこの『現在の国情』は、グレンヴィルの作品と思われるほどまでにグレンヴィル派の主張や政策を弁護あるいは展開したものであった。以下このパンフレットの内容を少しく見ておくならば、著者ノックス⁽¹³⁾によれば、現在のイギリスはフランスとの七年戦争に勝利しながらも、かつてなく莫大な負債を抱えて財政的に危機的な状態にある。ノックスの算定によれば、負債総額1億4837万7618ポンド、年利子だけでも499万3144ポンドに達する⁽¹⁴⁾。しかもそれに加えてイギリスは、戦勝によって拡大したアメリカ植民地を守備するために多くの正規兵を駐屯させているが、その軍事的費用の負担は極めて大きい⁽¹⁵⁾。さらに近年、それに追い討ちをかけるかのように、印紙条例の撤廃によって国庫収入が減少し、状況はますます悪化しつつある。ノックスは、イギリスがいかに危機的な状態にあるかを具体的な数字を挙げながら詳細に説明し、国家の現状を悲観的に描いた。彼にとって『現在の国情』を著わす「唯一の目的」は、彼自身の言うところに従うならば、「国家が置かれている状態を国民の前にあるがままに示す⁽¹⁶⁾」ことに他ならなかった。そしてノックスの考えでは、この経済的苦境から脱する方法は、帝国の維持費を帝国内に住む人々が均等に負担するということ、なかんずく、アメリカの植民地人が応分の税負担をするということであった。しかも彼によれば、イギリス本国は、植民地に課税する権利を当然の如く保有しているのであった。彼はこう述べている。

「先の戦争の結果、グレート・ブリテンに住む800万の国民が植民地の安全と繁栄のために莫大な金を支払わされている限りは、200万の植民地住民に対して、彼ら植民地人を保護するために、各地に配備されている軍隊と戦艦の費用としてアメリカ守備軍に20万ポンドを拠出するよう要求しても決してひどいことではない。帝国全体を支配するとともに、帝国の全領域を公平に扱わなければならぬ至高の権威は、公的負担の分かち合いや、国家に対する貢献を免れたいという植民地住民の要求など断じて認めるべきではないのだ⁽¹⁷⁾。」

さてこのようにして、ノックスはイギリスの現状論と救済論を展開した。ところで、このようなノックスの考え方が、グレンヴィル内閣時代における同派の主張や政策と同一のものであることは明らかであろう。事実ノックスは、「イギリスの国民を苦境から救い出すための」以上のような「計画」が、「実際のところは1764年の〔グレンヴィル〕内閣によってすでに構想され、またその輪郭もすでに描かれていた⁽¹⁸⁾」ことを明瞭に認めているのである。そしてその点で、ノックスの理論は何ら新しいものではなく、むしろ彼の意図するところは、グレンヴィル内閣時代における同派の主張や政策を弁護あるいは正当化するところにあり、したがってそれ自体極めて党派的なものであった。もっとも、ノックスは自己の政治的中立性を次のように断言している。「私の目的は、これまでの内閣を非難したり賞賛したりするところにあるのではない。私はある内閣を誉め称えたり、言いがかりをつけるためにこのパンフレットを書いているのではない⁽¹⁹⁾」と。しかしこのように言いながらも、彼は国家に貢献を果たした内閣としてグレンヴィル内閣を誉め称え、その後の内閣とりわけロッキンガム内閣を攻撃した。というのもロッキンガム内閣は、グレンヴィル内閣の最大の政策とも言うべき印紙条例を撤廃してしまったからである。

ノックスによれば、かつての党派は公共の利益を代表していた。しかるに最近の党派は、私的利益のみを求める徒党となってしまっている。そのため彼らの提出する法案も、「彼ら自身に対して不平・不満が起らないようにするためか、彼らの政敵に罪をなすりつけるために持ち出されているにすぎない⁽²⁰⁾。」そもそも彼らには原理・原則などなく、今や指導者たちの多くは、「下層階級の者に対する影響力さえ失ってしまっている⁽²¹⁾。」国家を苦しめている害悪から国家を救う道はただ一つ、王が有徳で有能な人材を選んでそうした人々に政権を委ねることである。とりわけ現在のイギリスに必要なのは、アンリー四世時代に財政改革や農業の奨励などによってフランスの国家財政を立て直したシュリー（Duc de Sully）のような人物である⁽²²⁾。すなわち、経済に明るく、優れた実行力と精神力を有して積極的な政策を打ち出せる人物、つまりはグレンヴィルである。グレンヴィルこそがイギリスを救い得る唯一の政治家であり、彼の政権復帰こそが、緊急かつ最も肝要なことなのである。

これが、『現在の国情』でノックスの言わんとしたことであった。その目的からして極めて党派的なこのパンフレットは、出版早々『ジェントルマンズ・マガジン』（*Gentleman's Magazine*）誌上で取り上げられ、またその売れ行きも、僅か2ヵ月間のうちに第3刷まで数えるほどであった⁽²³⁾。その点で、『現在の国情』は大成功であったが、しかし強い党派的傾向の故に、諸党派間に政治的な動揺や騒ぎを引き起こさざるを得なかった。とりわけ批判の対象となったロッキンガム派は、その内容に強い衝撃を受け、直ちに反論に乗り出すことを決意した。もっとも、ロッキンガム派にとって、同じ野党の立場にあるグレンヴィル派と対立するのは今後の政局を有利に進める上に必ずしも得策ではなかった。しかし、党の姿勢や政策を公然と非難する『現在の国情』を無視することは到底できず、そこでロッキンガム派は、

反論の書を出版すべく、すぐさまその準備に取りかかったのであった。その反論の書こそが、バークの『「現在の国情」論』に他ならない。H・ウォルポールは、『現在の国情』の著者をグレンヴィルと看做しつつ、バークが『「現在の国情」論』を書くに至った経緯を次のように述べている。

「グレンヴィル氏は、現在ロッキンガム派と同様野に下っているにも拘らず、ロッキンガム卿とその友人たちを許すことなど決してできなかつた。というのも彼らは、グレンヴィルの後を襲って政権の座に就いたからであり、また印紙条例を撤廃したからである。したがってグレンヴィルは、彼らをパンフレットで非難するのを止めようとはしなかつた。議会が開催される直前、グレンヴィルは『現在の国情』と題する小冊子を書いた。あるいはその執筆を手助けして、彼らを手厳しく批判した。ロッキンガムとその友人たちは、グレンヴィルとの連携を希望し、少なくとも野党として共同歩調をとることを望んでいたもので、これまでの彼の挑発をすべて我慢していた。しかし遂に彼らは、『「現在の国情」論』と題する四つ折判の大きな書物を出してグレンヴィルに応戦した。その書物は、他ならぬエドマンド・バークによって書かれた⁽²⁴⁾。」

『「現在の国情」と題する最近刊行の著作を論評す』(*Observations on a Late Publication, intituled "The Present State of the Nation"*)というのが正式な書名であるこの『「現在の国情」論』は、ロンドンの著名な書肆ドズリ(Dodsley)から3シリング6ペンスで1769年2月8日に刊行された⁽²⁵⁾。しかし出版の約3ヵ月前、すなわち、ノックスの『現在の国情』が公刊されて僅か12日後の68年10月31日に、早くも近刊予告の新聞広告が出されており⁽²⁶⁾、その点からしてバークやロッキンガムが、『現在の国情』に対していかに強い怒りを感じていたかを、また、彼らの反批判への動きがいかに素早いものであったかを知ることができる。総発行部数1750部、出版後2ヵ月のうちに第3版まで印刷された⁽²⁷⁾。我々は、政界登場後のバークの最初の本格的な政治書であるこの『「現在の国情」論』を取り上げて、その内容を追うとともに、その政治思想的意義を検討しよう。

さて、『「現在の国情」論』は次の有名な言葉で始まっている。「政党(party)の対立は、全体として善・悪いずれに作用するにせよ、自由な統治に不可欠なものである。このことは、あらゆる時代の一致した経験によって認められたほとんど疑う余地のない真理である⁽²⁸⁾。」我々は、ここに早くもバークの政党についての基本的な考え方を見て取ることができよう。すなわち、彼にとって国民の利益を促進するためには自由な統治こそが重要であるが、そのためには、何よりもまず原理・原則を有する複数の政党が存在して、国民の利益を目指して互いに議論を戦わせる必要があるのである。もっとも、バークのこうした政党についての考え方は未だ未熟であり、後年打ち出されてくるようなまとまった理論を、このパンフレットに見出すことは不可能である。しかしたとえ未熟なものであろうとも、バークが政党の意義を捉えるに至ったことは重要である。そして彼は、このパンフレットを基礎としながら、や

がて政党政治の原則を鮮明にしていくのである。

ところで、「自由な統治」には政党の存在や対立が必要不可欠としても、バークにおいて差し当りの問題は、「良き市民」は政党間の対立にいかに関わるべきかということであった。その点で、バークの考えでは一般の「民間人」は政党の対立に無知であってもよく、また曖昧な態度をとっても差し支えない⁽²⁹⁾。しかし、社会から信託されて公的な仕事に就いている「公人」は、それに対して無関心であってはならず、各人に割り当てられた地位に伴う本分を果たすべく、それぞれがそれなりの行動をとらねばならない。ただし、その場合の行動は節度ある行動であるべきであり、バークによれば、「この王国の非常に立派な党派〔ロッキンガム派〕の人々が、〔さまざまな攻撃を受けながらも〕これまで沈黙を守ってきた⁽³⁰⁾」のは、実はこうした理由の故であった。しかしながら、ロッキンガム派に対する最近の攻撃には誹謗・中傷・誤解・曲解が満ちており、とりわけ、「ある政治学派〔グレンヴィル派〕公認の原理を要約したものである⁽³¹⁾」ノックスの『現在の国情』においては、ロッキンガム派ばかりかイギリス国家までもが侮辱されている。ロッキンガム派としては、もはや黙して語らずというわけにはいかず、国家と自派の名誉を守るために、『現在の国情』を論駁して、グレンヴィル派の「信条や企み」を打ち砕いていかなければならない。「忍耐が美德でなくなる限界点がある。人々は危害を受けても我慢することができるかもしれない。……しかし、我が祖国に加えられる侮辱に耐えることなど第一の美德ではないのだ⁽³²⁾。」

このようにして、バークは自らのパンフレットの序論部において、『現在の国情』批判に乗り出すことを明らかにし、「この著者〔ノックス〕の抱いている考えがいかなるものであるかを検討しよう。それは私の見るところ、実に非合理的で危険極まりない考えだ⁽³³⁾」と述べながら、その批判を次のように展開していくのである。すなわちバークによれば、『現在の国情』が「非合理的で危険極まりない」理由の一つは、何よりもまず、ノックスの理論が誤った経済的知識や分析の上に成り立っているということである。つまりノックスは、七年戦争のイギリスの国家財政が危機的な状況にあり、戦勝国イギリスよりも敗戦国フランスの方がはるかに暮らしよいということをさまざまな数字を挙げながら説明しているが、バークによれば、ノックスの用いている数字そのものが信頼できないのである。そこでバークは、『現在の国情』論の約60パーセントをイギリスの財政問題に費やして、具体的事実に基づきながらノックスの理論を一つ一つ論駁している。すなわちバークは、統計を最大限に活用しつつ、ノックスの算定数値の誤りや理論的矛盾を指摘し、そうした方法をとることによって、『現在の国情』がいかに虚偽の内容を含んだものであり、信頼できぬものであるかを立証するのである。

統計に基づく冷静で緻密なこのパンフレットの前半部分が、バークにとっては、『現在の国情』を論駁するための不可欠な前提作業であったことは言うまでもない。しかしこの叙述箇所が、他のバークの著作に比してあまりにも淡々としており、読む者に退屈で無味乾燥な印象を与えることは否定できない。分量的には1年後に刊行される『現在の不満』をはるかに

陵駕しながらも、それに較べて読まれることあまりにも少なく、これまでほとんど無視すらされてきたのはこの叙述個所の故である。要するにこの前半部分は、C・B・コーンも指摘するように、「パークの特色である想像力の飛翔やスケールの大きな政治的信条の表明に欠けている⁽³⁴⁾」のであり、我々もまたそのことを認めざるを得ないのである。

しかしながら、植民地への課税を提唱するノックスの意見を論駁し、ロッキンガム内閣時代における同派の政策を弁護する後半部分になると、それまでの調子とは打って変わって、文体的にも内容的にもパーク独特のものが現われてくる。例えば我々は、政治における抽象的思弁や画一的政策を批判して、歴史的状況や社会的状況を重視すべきことを訴える次のような一節を引き出すことができよう。

「議会の権利や立法権能の普遍性について、また税を一律的に課すことについて、高尚な議論を行なうのは容易である。しかし思慮分別ある人間ならば、……提示された課税案もしくは規制策が、それによって影響されがちな人々の考えとどの程度一致するかを検討するであろう。彼らは、人々の気質や偏見 (*habitudes and prejudices*) でさえも軽蔑することなく考慮に入れようとする。彼らは課税案もしくは規制策が、統治上の制度であろうと財政上の制度であろうと、従来の諸制度に盛られていた真の精神とどの程度一致し、あるいはどの程度一致しないかを知りたがるものである。というのも彼らは、……あらゆる状況の中で画一化を強制的に行なおうとしたり、至高の権利をいついかなる場合でも厳密に定義しようとするのは、あらゆる企画の中でも最も危険で、かつまた最も空想的なものであるということを充分承知しているからである⁽³⁵⁾。」

ここに引用したのは、植民地人にも本国人と等しく税金を課すべきであるという、ノックスの課税案や植民地政策論を批判した個所である。パークによれば、イギリス本国は植民地の輸入や輸出を独占することによって、すでに植民地側に重い財政負担をかけている。しかもアイルランドの場合、戦時には兵を出し、平時にはイギリス正規兵の駐屯費を一部負担することによって、さらにはいわゆる不在地主が本国に莫大な金を落とすことによって、常に本国を助け、またそれに大きな寄与をなしている。それは、表面的には税でなくても、実質的には税金をかけられているようなものであり、したがって植民地人に本国人と同様一律的に課税するのは、植民地の置かれた歴史的・社会的諸状況が無視した全くの愚行と言わねばならない。つまりそれは、旅人を自分のベッドに無理やり寝かせ、その身長が短かすぎる時には体をベッドの長さに合うよう槌で叩き延ばし、長い場合にははみ出した手足を切りとって楽しんだプロクルステスのようなものであり、植民地の歴史的・社会的諸状況を考慮することなく、すべてを一つの理論的基準に当てはめて、強引に画一化しようとする愚かな所行に他ならないのである⁽³⁶⁾。パークはノックスの抽象的思弁や画一的な植民地政策論を嘲った。そしてそうした思弁や政策を厳しく批判したが、我々は、抽象的思弁や合理主義的な画一的政策に対するパークの強い不信の念を、次の文言の中にも見出すことができよう。

「この著者の思弁の中でも、とりわけ二つの見解が極端に目立っている。一つは、選挙人の数を増やすことによって我が国の代表のあり方を変えることであり、いま一つは、新しいアメリカ選出の議会議員を我々の代表者の中に加えることである。こうした見解が、根拠のしっかりした何らかの理論に矛盾することなく果たしてどの程度我が国の憲法を改善するものであるのか、私はそれについてここでは一切考察しない。もっとも私は、このように大きな国民的関心事を純理論的に研究するのを非難しようというのではない。そのような純理論的研究が、疑わしい点を明瞭にしたり、またこれまでしばしばなされてきたように、真の改善に資することもあり得るであろう。私が反対するのは、そうした思弁を現在の国情に関する議論や、実際的な統治計画を進める議論にそのまま導入しようとするようなことなのである⁽³⁷⁾。」

さて、ノックスの理論の抽象性を批判しながらその植民地課税案や政策論を退けたパークは、次いでロッキンガム内閣の諸政策に対するノックスの批判、とりわけ印紙条例の撤廃に対する批判を議論の俎上に載せて、それを反批判しつつ、ロッキンガム派の弁護論を展開していく。そしてそこにおいても彼の基本姿勢は、現実を無視した抽象的思弁に対する不信と、その裏返しとしての「状況」の重視であった。すなわちパークによれば、印紙条例が制定される以前のアメリカ植民地では、「統轄国〔本国〕の優越性と従属国〔植民地〕の自由」という相異なる二つの考えが、対立することなく互いに調和し、それ故「最善の統治の基礎をぐらつかせずにはおかない煩わしい問題」も、そこでは全く存在しなかった。しかし印紙条例が制定されるや、植民地ではさまざまな不平・不満が起こってきた。それは帝国を維持していく上に由々しき問題であり、帝国崩壊の危険な兆候であった。けれども、「イングランドの〔グレンヴィル〕内閣の閣僚たちは、そうした兆候に何の注意も払わなかったし、……その時植民地に現われ始めた危険なムードを他に転じさせたり、それと妥協し、それを和らげ、またそれを鎮めるために何の措置も講じなかった⁽³⁸⁾。」そのため植民地人の不満や怒りは頂点に達し、やがて「この条例に対する抵抗運動は、アメリカ中に広がったのであった。それは、非常に強い海軍力を持った強力な軍隊を差し向けられない限り、抵抗する者を鎮めることができない⁽³⁹⁾」と思われるほどであった。

このような重大な事態に直面したグレンヴィル内閣は、賢明で適切な解決策を何ら打ち出すことができなかった。けだしパークによれば、アメリカ植民地の問題は、従来の政治的手法ではおよそ解決し得ぬ全く新しい状況の上に生じたものであるにも拘らず、グレンヴィル内閣は、そのことを十分に認識することができなかったからである。「アメリカに関するこの国〔イギリス〕の政策のどれかを、抽象的な統治原理に基づいて、あるいは我が国の古びた憲法に基づいて論じようとするならば、そうした推論を行なう者はしばしば誤った結論に導かれることであろう。昔のものであろうと現在のものであろうと、最も尊敬すべき権威に頼って議論するか、もしくは他の国や他の帝国の経験から引き出された極めて明快な格言に

依拠して議論しようとする者は、想像できる限りの最大の誤りを犯す傾向にあらう。今回の対象は世界で全く新しく、類例のないものである。歴史上それに匹敵するものは何もない。それ故この対象に関する推論は、たとえ根拠のしっかりしたものと思われようとも、すべて現実の諸状況 (actual circumstances) から行なわれなければならないのである⁽⁴⁰⁾。」

バークは現実の状況を重視して、そこから議論を立てるべきことを主張する。そしてこの場合に注意すべき現実の状況とは、アメリカとイギリスは地理的に非常に離れているということ、また植民地との通商を第一義に考えて、本国と植民地双方の経済的繁栄を目指さなければならないということ、そしてそのためには、幾つかの規制も必要であるが、その場合の規制は自由を否定するものであってはならないということである。なぜならば、アメリカ植民地の住民は、自由の精神を持ったイギリス人の子孫であるからである。したがって、ここからさらに注意すべきは、アメリカ植民地政策は他の国の植民地政策とは区別されなければならないということであり、しかもこの地域独自の政策をとることによって、帝国の維持を図っていかなければならないということである。要するにアメリカ植民地問題は、従来にない新たな自然的・社会的・倫理的諸状況の上に起こっているものであり、したがってその解決は、そうした状況を十分に認識し、それらに合致した形で思慮深く行なわれなければならないのである。

「この新しい体系においては、通商の原理が主たるものでなければならない。この通商は、自由の精神とは相入れない多くの規制によって確保されなければならない。そしてそれを守らせるためには、本国 (principal state) に強い権威がなければならない。しかしそうした規制の対象となる人々は、高貴で自由な精神を持ったイギリス人の子孫である。規制と刑罰のみから成り立つ支配を彼らに行ない続けるのは、賢明なことではないであろうし、長きにわたって実効性を持ち得るわけでもないであろう。民衆は、彼らの気質や傾向 (temper and disposition) に合致した形で統治されるべきであるし、また、自由な性格や自由な精神を持った人々は、少なくともこの性格とこの精神がある程度尊重されながら治められるべきである。イギリスの植民地人は、他の国々の植民地人とは違ったものを持っているということに気を配るべきなのである。我々がすでにアメリカに押しつけている多くの規制から、我々にはさらに多くの、しかもあらゆる種類の規制をアメリカに押しつける権利があると結論づけるならば、そうした推論は権利に関しては決定的である。しかし政策と実践に関しては全く逆である。むしろ我々は、これまで植民地を多くの規制下に置いてきたという事実から、本国の利益と両立し得るような形で植民地を寛大に取り扱い、そうすることによってこれまでの埋め合わせをしていくのが適切であるという結論を導き出すべきである。我々は統治すべき大帝国を持っているが、それは非常に多くの異質な行政区から成り立っている。それら行政区のすべては、多かれ少なかれ自由で民主的な形態をとり、互いに陰謀に加わることなく、平和のうちにある。そしてそれらすべては、イギリス

本国に従属している。また広範で入念な通商への関心が、憲法と統治の一般的理念のすべてを常に限定づけるとともに、それらをしばしば制御しながら全体に広く行き渡っている。我が帝国は大きく、治めるのに困難である。私は、帝国を治めるに相応しいだけの知恵と気質（wisdom and temper）が我々に備わっていることを念願する。我が帝国の重要性は計り知れないのである⁽⁴¹⁾。」

パークは植民地の置かれている状況を正しく把握して、思慮深い統治を心掛けるべきことを強調する。そしてパークによれば、ロッキンガム内閣における印紙条例の撤廃こそが、最も思慮深い植民地統治の典型であった。すなわちそれは、抽象的で思弁的な「憲法上の権利によってではなく、便宜、公正、寛大さ、および現在と未来における真の利益の原理に基づいて⁽⁴²⁾」撤廃されたのである。そうであるからこそロッキンガム内閣は、政治的公正と通商上の利益に反するという理由から印紙条例を全面撤回する一方、植民地に対するイギリス本国の支配権と、本国議会の最高立法権を確認するために、宣言法を規定するという政策をとったのであった。つまりロッキンガム内閣は、植民地に対する本国議会の優位性を明確に承認しつつも、本国政府の専横的な権力行使にはあくまでも反対の立場をとったのであり、かくして印紙条例の撤廃と宣言法の制定が、この内閣において同時に断行されたのであった。そしてパークによれば、それこそが道徳的に正しい考えであり、状況を最大限に考慮した思慮深い政策なのである。パークは本国議会の優位性と、思慮深い統治のあり方について有名な言葉でこう語っている。「もしグレート・ブリテンが、〔植民地に対する立法権という〕この権利を奪い取られるならば、帝国における統一と従属の原理はすべて永久に失われてしまう。この権利が法的思弁と調和するかどうかは、何ら重要な問題ではない。それは政策と一致し得る。政治は人間の理性にではなく、人間本性に適合されるべきである。理性は人間本性の一部にしかすぎず、しかもその大きな部分ではないのである。（Politicks ought to be adjusted, not to human reasonings, but to human nature; of which the reason is but a part, and by no means the greatest part.）⁽⁴³⁾」

こうしてパークは、ロッキンガム内閣の政策とりわけ印紙条例の撤廃を正当化し、またそれを弁護する。そして彼は、印紙条例を撤廃した結果、植民地に平静さが取り戻され、本国との通商も再開されるようになったとして⁽⁴⁴⁾、ロッキンガム内閣の事績を誉め称えるのである。しかしながら彼によれば、このようにしてロッキンガム内閣がイギリス本国とアメリカ植民地との間に和平をもたらし、双方の繁栄を回復させたにも拘らず、後を襲ったチャタム内閣は、タウンゼンド歳入法に代表されるような一連の規制法によってアメリカを再び混乱に陥れてしまった。ロッキンガム内閣の努力は、水泡に帰してしまっているのである。そこでパークは、帝国の絆を強くし、本国と植民地双方に真の平和と繁栄をもたらすためには、グレンヴィル内閣やチャタム内閣の理念ではなく、まさに1766年のそれ、すなわちロッキンガム内閣の理念こそを回復させるべきであり、しかもノックスが希求しているような有徳で

有能な人士は、ロッキンガム派以外には見出し得ないとして、ノックスを揶揄しながら次のように言うのである。

「〔ロッキンガム内閣退陣の〕翌年、チャタム内閣は静穏な時期の利益を無視して、以前より小規模なものではあるが、厳粛に放棄したはずのあの政策と全く同質の政策を復活させることに決めた。その影響は先の政策の場合と同様である。アメリカは再び混乱に陥っている。……アメリカからの税収入を増やすための1764年体制への復帰、その結果として起こっている不満、そうした不満の結果としての植民地議会の停会、軍事力の使用、植民地議会に突き付けられている新規で危険な指令等々が、果たして良き結果をもたらすことができるのかどうかは大いに疑わしい。1766年の理念が取り戻されて、それが着実に追求されない限り、イギリス本国と植民地は決して真の安定性を回復することはできないであらう⁽⁴⁵⁾。」

「著者〔ノックス〕は、この作品の終り近くで我が国の公共道徳の状態について考察している。彼は自らの理論を活用して、彼の友人をいま一人のシュリー公として王と国民に推薦している。そして彼は、非常に敬虔な祈りでもって、この作品を終えている。政治家の祈りも、時には真面目なものであるかもしれない。……なるほど彼は、有徳で有能な人士について語っている。しかし彼の言う有徳で有能な人間は、一体どこに見出すことができるのであろうか。それは現政権においてであらうか。現政権の人たちは、この著者に激しく非難されたのではなかつただらうか。有徳で有能な人物は、1766年体制を支持した（小さな団体ではない）党派の中にいるのではないだろうか。この党派を中傷することこそが、〔ノックスの〕この本の主たる目的である。それともそうした人士とは、1762年の政変から1765年に彼〔グレンヴィル〕が退陣するまでの間、彼の偉大な友人と行動を共にした人たちのことを言うのであろうか。そうした人たちは、現在ほとんど全員失職している。しかし我が党派には、彼が希求している有徳で有能な人士が存在するのである⁽⁴⁶⁾。」

さて、以上が『『現在の国情』論』のおおよその内容である。すでに明らかなように、バークのこの書物はグレンヴィル派のノックスの考えを論駁したものであり、その批判は徹底している。バークは統計資料を駆使し、また思想的には状況論に立脚しながらその批判を展開している。かつてある論者は、「『現在の国情』論』は、政敵によってなされた主張を逐一批判せんとした見事な論駁の書である⁽⁴⁷⁾」と述べたことがある。後述するように、バークのこの書物は政治思想的には未だ未熟であらう。しかし、ノックスやグレンヴィル派を批判するという所期の目的は完全に成功しており、彼らの主張は完膚なきまでに論破されている。ちなみにH・ウォルポールは、短い表現でこう語っている。「この書物は、グレンヴィルを確実な論拠でやり込め、かつ攻撃し、財政面で手腕を発揮したいという彼の意図を完全に打ち砕いた⁽⁴⁸⁾」と。

もっとも、バークの書物が刊行されて約1ヵ月後の1769年3月10日、ノックスは長文の『付

論』(An Appendix to the Present State of the Nation. Containing a Reply to the Observations on that Pamphlet) を書いて、バークを再批判している。例えば彼は、その冒頭でバークへの対抗心あらわに次のように述べているのである。「近刊予告が繰り返されて約4ヵ月後、遂に国民は『現在の国情』論を賜わった。もしその内容が私の誤りを指摘し、それを訂正したのだけであるならば、私はそうした指摘を活かして自分の書物を改訂したことであろうし、著者に感謝の念を捧げたことであろう。しかしこの著者の非難は、それとは異なった種類のものである。……私としては、彼自身誤った考えですっかり混乱しているので、彼の説を受け入れるつもりはないし、見事なまでに辛辣な人身攻撃や、気品のある罵詈雑言を模倣するつもりもない⁽⁴⁹⁾。」そしてノックスは、バークを「恥知らずな虚偽の主張者⁽⁵⁰⁾」と決めつけて、次の版で自らの過ちを正すよう忠告するのである⁽⁵¹⁾。しかしながら、P・ラングフォード(Paul Langford)も言うように、バークの誤りを指摘し得たのは僅か一個所だけであり、しかも統計上の些細な誤りにすぎなかった。したがって、「ノックスの反撃は軍隊の後衛が効果もないのに向こう見ずに反撃するようなもの」であり、その激しいバーク批判にも拘らず、「ノックスは実質的に敗北を認めざるを得なかった⁽⁵²⁾」のであった。

ところですでに明らかなように、『現在の国情』論におけるバークのノックス批判は、そのままロックンガム内閣とその党派の弁護へと繋がっている。むしろこのパンフレットは、ロックンガム派を弁護するところにその眼目があり、ノックスが党派的であったように、バークもまた、あるいはそれ以上に党派的であった。バークは、状況に対応できぬグレンヴィル内閣の抽象的で形式的な統治政策を強く批判している。けだし、植民地に対する本国の法的優越性は認められなければならないとしても、グレンヴィル派のようにその理論を振りかざし、非妥協的に対植民地課税を強行すれば、徒に思弁と思弁の争いをもたらし、そこから「政治というよりは、むしろ形而上学に属する煩わしい問題⁽⁵³⁾」が必ずや引き起こされてしまいうに違いないからである。政治において重要なのは、論争することではなく統治することである。そして原理・原則を持ちつつも、その運用に際しては、状況を最大限に考慮して状況に見合った政策をとらねばならず、原理・原則を硬直化させてはならないのである。バークはこのような考え方に基づいて、ノックスとグレンヴィル内閣を論難した。そしてそれと全く同じ論拠から、ロックンガム内閣とその党派の主張や政策を弁護した。その点で、バークの『現在の国情』論は状況論に立脚したロックンガム派の弁護論であったとすることができる。そして他ならぬ、同書の政治思想的意義もまさしくそこに、すなわち、状況論に依拠しつつ、ロックンガム派の弁護論を具体的に展開したところに、しかも我々がすでに触れたように、政党政治の理念を僅かながらも打ち出したところにあったのである。

しかしながら、世間から高い評価を受けたことや⁽⁵⁴⁾、短期間のうちに非常な売れ行きを示したことは事実としても、バークの最初の政治書であるこの『現在の国情』論は、政治思想的には必ずしも十分なものではなかった。というのも政党や政党政治についての考え方は、

時折見られる程度であって、その意味内容も曖昧であり、未だ充分には論理展開されていないからである。確かに彼は、政党の不可欠性を主張している。バークによれば、政党は狭い派閥次元からではなく、良き政治を確保するためにこそ存在しなければならないのであった。けれども、イギリスの政治史および政治思想史において画期をなすこのようなバークの政党政治の理念も、『現在の国情』論』にあっては萌芽的であり、そこに一貫した論理や説得力ある概念説明を見出すことはできない。この時期のバークの政党論は、今なお思想的深さや広がり欠けるのであり、我々もそれを認めざるを得ないのである。しかし彼の政党論は、その後一気に成熟へと向かう。そして『現在の国情』論』が刊行されて僅か1年後の1770年、彼はウィルクス事件に触発されて著わした政治的パンフレットにおいて、歴史に残る政党論を展開するとともに、状況論を含む豊かな思想を、まさしく「行動の場の哲学者」たる叡知をもって展開するのである。それが『現在の不満の原因についての考察』である。彼はこのパンフレットにおいて、『現在の国情』論』で提示された政治思想を、より鮮明かつより具体的に展開していくのである。そこで我々は、次いで古典的名著と言われるこの『現在の不満』を検討しようと思うが、そのためには、もはや稿を改めるのが良いであろう。

注

- (1) F・オゴーマンによれば、ロッキンガム派の下院議員は、1764年5月には109名、65年6月には105名、66年7月には111名であった。O’Gorman, *The Rise of Party in England*, p. 220.
- (2) Cf. *ibid.*, p. 222.
- (3) 『短評』は、*Writings*, vol. II, pp. 54-57に収められている。なお、同書の書誌については、William B. Todd, *A Bibliography of Edmund Burke* (Suffolk: St Edmundsbury Press, 1982), pp. 68-70を参照。また、『短評』をめぐる興味深い研究に、Frederick O. Waage, Jr., “Burke’s ‘Short Account’ and Its ‘Answer,’” *The Huntington Library Quarterly*, vol. XXXVI, no. 3 (May 1973), pp. 255-66がある。
- (4) Walpole, *Memoirs of George III*, vol. II, p. 254.
- (5) Burke to Charles O’Hara (23 December 1766), *Correspondence*, vol. I, p. 285.
- (6) James Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, Everyman’s Library (London: J. M. Dent & Sons Ltd., 1973), vol. II, pp. 170-71. 中野好之訳『サミュエル・ジョンソン伝』(2) (みすず書房, 1982年), 438頁。
- (7) タウンゼンドの人柄や経歴等については、差し当り Lewis B. Namier and John Brooke, *Charles Townshend* (London: Macmillan, 1964) を参照されたい。
- (8) タウンゼンド諸条例制定の経緯や条例の詳しい内容、および後述する植民地側の反対闘争等については、cf. Henry S. Commager (ed.), *Documents of American History*, 6th edn. (New York: Appleton-Century-Crofts, Inc., 1958), vol. I, pp. 63-64; John C. Miller, *Origins of the American Revolution* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1959), pp. 233-81; Robert J. Chaffin, “The Townshend Acts of 1767,” *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., vol. XXXVII, no. 1 (January 1970), pp. 90-121; Peter D. G. Thomas, “Charles Townshend and American Taxation in 1767,” *The English Historical Review*, vol. LXXIII (January 1968), pp. 33-51; Idem, *British Politics and the Stamp Act Crisis*, pp. 337-63; Idem, *The Townshend Duties Crisis: The Second Phase of the American Revolution, 1767-1773*

(Oxford: Clarendon Press, 1987); Ian R. Christie and Benjamin W. Labaree, *Empire or Independence, 1760-1776: A British-American Dialogue on the Coming of the American Revolution* (New York: W. W. Norton & Co., 1976), pp. 95-118.

- (9) 言うまでもなく、タウンゼンド諸法に対する反対闘争で大きな役割を演じたのは、J・ディキンソン(John Dickinson)の『ペンシルヴァニアの一農夫の手紙』(*Letters of a Pennsylvania Farmer*, 1767-68)と、S・アダムズ(Samuel Adams)の『マサチューセッツ回状』(*Massachusetts Circular Letter*, 1768)であった。Cf. S. E. Morison (ed.), *Sources and Documents illustrating the American Revolution 1764-1788 and the Formation of the Federal Constitution* (Oxford: Clarendon Press, 1923), pp. 34-54; Commager (ed.), *op. cit.*, pp. 66-67. アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻(岩波書店, 1951年), 104-17頁。
- (10) チャタム内閣の成立から崩壊に至るまでの経緯を詳しく論じたものとしては、Brook, *The Chatham Administration* が定評ある。
- (11) *Speech on Suspension of New York Assembly* (13 May 1767), in *Writings*, vol. II, pp. 57-60.
- (12) *Speech on Townshend Duties* (15 May 1767), in *ibid.*, pp. 61-64. パークは、1768年11月8日の議会においても、タウンゼンド歳入法を批判して次のように演説している。「議会制定法〔タウンゼンド歳入法〕は、不満を巻き起こすために作成された。……この法案が議会に提出された時、私は私見を披瀝した。真の予言者を示そう。私はその時次のように述べた。諸君はアメリカから1シリングたりとも得られないであろう、アメリカの植民地人が我々に服するようになるのは、本院の採決や議決によってではなく、緩やかで着実な行為によってである。」(*Speech on Address* [8 November 1768], in *ibid.*, pp. 95-97.)さらに彼は、『アメリカへの課税に関する演説』の中でも、タウンゼンド歳入法に関して次のように語っている。「支配的になり始めた風潮に自ら適応し、とりわけ権力に最も近い人々の前でよい格好をしようと考えた彼〔タウンゼンド〕は、この冬のごく初めに早くも、収入はアメリカ内部において調達されなければならないと宣言した。……万人を等しく嬉しがらせることが彼の生涯の目的であったのに、課税して人に喜ばれることは、人に恋して分別を保つことと同様に本来人間の手にあまる事柄である。しかし彼はそれを試みた。アメリカからの収入を説く一派にこの課税の口当りをよくするために、彼はこの収入の必要性を謳った前文を付けた。他方、アメリカ側が主張する税区分に妥協すべく、この収入は外国税つまり港市税とされた。しかしさらにその反対党を懐柔するために、それは歳出の税金であることになった。植民者を満足させるために、それはイギリスの製造品に課された。イギリス本国の商人を納得させるために、その税率は軽微であり、(破滅の淵に臨んだ東インド会社を救うためだけの茶税を例外として)通商上の重要品目はすべて課税対象から外された。アメリカ密貿易を封ずるために、この茶税は1シリングから3ペンスまで減額された。しかしアメリカ課税を主張する人々の機嫌を損なわぬために、徴税場所が変更されて、他の諸税と等し並みに植民地において取り立てられた。それ以上に私は何を言う必要があるか?この入念に紡ぎ上げられた計画は、すべての精巧な政策に共通した運命を持った。しかし、この課税の最初の企画とその計画遂行の方法は、ただただ我々の拍手喝采を得ようとする熱意のみ発したものであった。彼こそはまさに本院の嫡子と言われるべき人物であった。彼は諸君を意識せずには、何一つ考えも言いも動きもしなかった。彼は日夜諸君の意向を意識しつつ、ひたすらそれに対応し、あたかも姿見に見入るようにして、自己をそれに適応させていったのである。」(*Speech on American Taxation*, in *Writings*, vol. II, pp. 454-55. 邦訳〈『著作集』(2)〉, 64-65頁。)

なお、タウンゼンド歳入法をめぐるロッキンガム派の姿勢については、Derek H. Watson, "The Rockingham Whigs and the Townshend Duties," *The English Historical Review*, vol. LXXXIV (July 1969), pp. 561-65 を参照されたい。

- (13) ノックスの生涯と思想については, Leland J. Bellot, *William Knox: The Life & Thought of an Eighteenth-Century Imperialist* (Austin: University of Texas Press, 1977), pp. 7-139 を参照。
- (14) William Knox, *The Present State of the Nation: Particularly with respect to its Trade, Finances, &c. &c. addressed to the King and both Houses of Parliament* (London: J. Almon, 1768), p. 15.
- (15) *Ibid.*, p. 19.
- (16) *Ibid.*, p. 20.
- (17) *Ibid.*, p. 37.
- (18) *Ibid.*, p. 33.
- (19) *Ibid.*, p. 20.
- (20) *Ibid.*, p. 17.
- (21) *Ibid.*, p. 32.
- (22) *Ibid.*, p. 46-48.
- (23) Cf. Bellot, *op. cit.*, p. 90.
- (24) Walpole, *Memoirs of George III*, vol. III, pp. 221-22.
- (25) Cf. Todd, *op. cit.*, p. 71.
- (26) Cf. *Writings*, vol. II, p. 104, editor's Preface.
- (27) Cf. Todd, *op. cit.*, pp. 71-72.
- (28) *Observations on a Late State of the Nation*, in *Writings*, vol. II, p. 110.
- (29) バークが民主主義者でなかったことは有名であるが, 民主主義に対するバークの消極的あるいは批判的な姿勢は, このような考え方の中にも見出すことができる。
- (30) *Observations on a Late State of the Nation*, in *Writings*, vol. II, p. 111.
- (31) *Ibid.*, p. 112.
- (32) *Ibid.*, p. 111-12.
- (33) *Ibid.*, p. 114.
- (34) Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the American Revolution*, p. 174. なお, 中野好之『評伝バーク—アメリカ独立戦争の時代—』(みすず書房, 1977年), 234頁も参照。
- (35) *Observations on a Late State of the Nation*, in *Writings*, vol. II, p. 175.
- (36) *Ibid.*, p. 176.
- (37) *Ibid.*, pp. 176-77.
- (38) *Ibid.*, p. 188.
- (39) *Ibid.*, p. 190.
- (40) *Ibid.*, p. 194.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*, p. 195.
- (43) *Ibid.*, p. 196.
- (44) *Ibid.*, p. 198.
- (45) *Ibid.*, pp. 198-99.
- (46) *Ibid.*, pp. 205-206.
- (47) Paul J. Edmunds, "The Political Pamphlets of Edmund Burke," Ph. D. dissertation, The University of Wisconsin, 1959, p. 199.

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（III・完）

- (48) Walpole, *Memoirs of George III*, vol. III, p. 222.
- (49) William Knox, *An Appendix to the Present State of the Nation. Containing a Reply to the Observations on that Pamphlet* (London: J. Almon, 1769), p. 5.
- (50) *Ibid.*, p. 23.
- (51) *Ibid.*, p. 42.
- (52) *Writings*, vol. II, p. 108, editor's Preface.
- (53) *Observations on a Late State of the Nation*, in *Writings*, vol. II, p. 188.
- (54) *Cf. Writings*, vol. II, p. 107, editor's Preface.

<付記> 本稿は、1991年度岐阜教育大学研究助成による研究成果の一部である。